

「モニタリング方針」の策定目的と記載構成

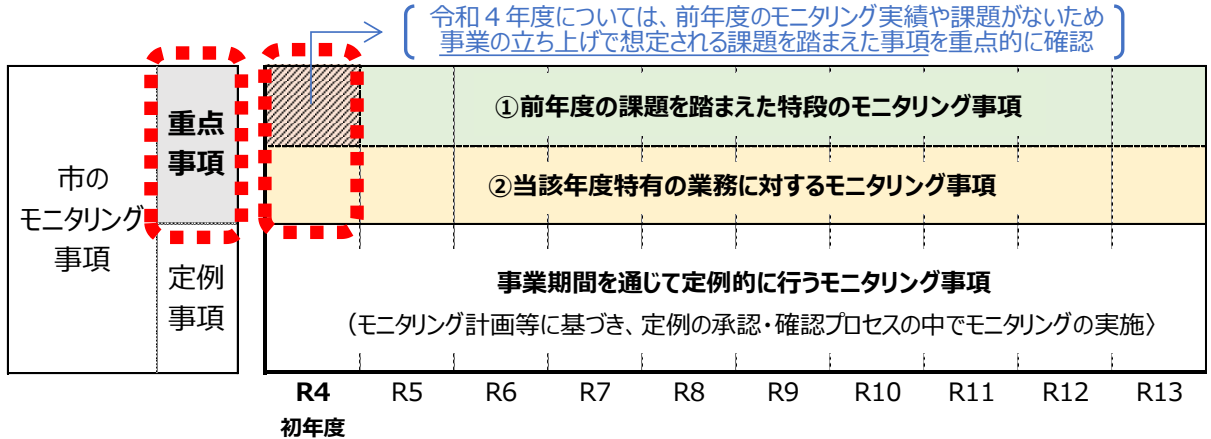
1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

- ① 前年度の課題を踏まえたもの（初年度については、事業の立ち上げで想定される課題）
- ② 当該年度特有の業務に対するもの
 - ・追加の現地での確認を行う等により、その裏付けや根拠について確認する事項
 - ・定例で想定している承認・確認範囲に加え、追加で確認する事項



(参考)

	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
運営権者の運営方針※	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行 など	業務知識・ノウハウの形式知化とICTツール等を活用した業務改善 など	コスト最適化による継続的事业運営ができる体制の確立、事業運営で蓄積される知見を引継ぎ可能に体系化 など

※全体事業計画書(2022-2031)表1より抜粋

3 モニタリング方針の記載構成

令和〇年度モニタリング方針

1. モニタリングの重点事項

- ◆前年度の課題 ... (令和4年度版は無し)
- ◆今年度の着眼点等

[手段]

[着眼点]

- (1) 全体（複数部門に横断）
- (2) 総務・CS部門
- (3) 浄水部門
- (4) 給配水部門
- (5) 計画・設計部門

(部門個別)

2. 実施スケジュール（主なもの）

(参考) 市のモニタリング業務の維持・向上

令和4年度版のポイント

[着眼点]

- 令和4年度は、本事業の開始初年度であることに鑑み、事業計画書やモニタリング計画等に基づき、要求水準を満足し、公共性と経営の合理性に配慮しつつ、事業の持続性や安定性が確保できる運営権者の体制（内部統制、各種マニュアルや関係規程等）が整備されているか
- 令和4年度特有の業務（管路の状態監視手法のデータ分析等）が計画に基づき実施されているか

[市のモニタリング業務の維持・向上]

市のモニタリング担当者それぞれが、自らの業務実施手順の理解を深め、より効率的かつ安定的に業務に従事できるよう、所管の業務モニタリングに関連するマニュアル等の契約関係書類の該当箇所について理解を醸成するための研修を実施